

福島県水道ビジョンの骨子の概要（現行ビジョンとの比較）

資料 2 - 1

今回策定ビジョン	現行ビジョン
<p>改正水道法（H30.12）の背景：職員の減少、施設老朽化等に対応するため、<u>人材確保や施設更新等の基盤強化が必要</u></p>	<p>旧水道法の背景：<u>水道の拡張整備を前提としており、水道の計画的整備、水道事業の保護育成が必要</u></p>
<p>基本理念（県の水道の理想像）：国が策定した『<u>新水道ビジョン</u>』に位置づけられている<u>安全・強靱・持続の観点から設定する</u></p>	<p>基本理念：地域に即した水道整備、安全な水の安定的供給、持続する水道、利用者の理解と信頼の確保の4つ</p>
<p>圏域（7圏域8地域）：水道が目指すべき方向性や取るべき施策は、<u>地域の特徴に合わせて検討することが効果的であるため、圏域の設定に当たっては、市町村間の結びつきの強い既存の7つの生活圏（会津、南会津、県北、県中、県南、相双（相馬地域、双葉地域）いわき）ベースとする</u></p>	<p>広域水道圏（4圏域）：旧水道法上に位置づけられていた広域的な水道整備計画策定の経緯（広域的水源の新規開発・活用）から会津、県北、県南、浜通りと設定</p>
<p>現状分析・課題の抽出：安全・強靱・持続の観点から整理する。</p>	<p>水道整備の基本方針：現状と課題、基本方針実現のために必要な事項・県の役割を以下の7つの視点から示している</p>
<p>基盤強化方策（災害対応、放射性物質モニタリングを含む） ：理想像実現のための方策を、以下の4つを柱として記載する また、各圏域でどのような方策が効果的かを検討する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人材の確保・育成 2 施設の健全性の維持 3 健全で安定的な経営の確保 4 水道利用者の理解の深化 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における安定した水供給システムの構築 2 水道未普及地域の衛生確保 3 水道の管理水準の向上 4 地域水道ネットワークの形成 5 水道水源環境の保全 6 利用者とのパートナーシップの構築 7 災害や事故に強い水道の構築
<p>基盤強化方策実施に関する目標設定：理想像の実現に向けた取組みを、計画期間中に<u>どの程度達成すべきかをわかりやすく示すため、下記について目標値を設定する</u></p> <p>安全：水安全計画策定状況 強靱：危機管理マニュアル策定状況 持続：アセットマネジメント策定状況</p>	<p>水道整備の基本方針に関する数値目標：設定せず</p>
<p>最近の大規模災害による水道施設被害状況：東日本大震災の他、令和元年度の台風19号の被害も含めた状況を記載する</p>	<p>東日本大震災による被害状況の分析</p>

今回策定ビジョン



現行ビジョン

